

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成14年 2月25日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時17分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤(裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木(政)・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、古沢委員、高橋委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題とします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「中央通地区土地区画整理事業の進捗状況について」、市街地活性化対策室近澤主幹。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

中央通地区土地区画整理事業の進捗状況について、ご報告いたします。

今年度予定しておりました移転補償契約の進捗状況につきましては、建物等所有者15件、占有者11件、合計26件について、すべて契約を終えたところであります。また、残り11件の移転補償契約につきましては、来年度中の契約締結に向け、鋭意努力してまいります。

なお、北海道が施工している街路工事についてであります。当初は、本通線から東通線までの延長182メートルを予定しておりましたが、小樽駅に向かって札幌側の歩道の一部約20メートルが追加延長され、現在、工事中であります。その進捗状況は、上下水道などの占用工事及び電線類地中化工事は既に完了し、街路本体等の工事につきましても、厳しい作業工程ではありましたが、雪が少ないなど気象条件にも恵まれ、3月末の工期内に完成予定となっております。

工事進捗に伴い、まち並みの様相が一転してきており、平成15年度の完成が待たれるところであります。車道の表層部分の舗装につきましては、来年度早々に、緑化につきましては、気温の上昇する5ないし6月ごろに施工を予定しております。

また、来年度の街路施工区間といたしましては、東通線から梁川通線までの延長約150メートルを予定しております。

委員長

次に、「株式会社アール・アイの収支状況について」、市街地活性化対策室乙崎主幹。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

株式会社アール・アイの平成12年7月から平成13年6月までの第7期の収支状況について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

比較収支計算書についてであります。収入では、賃貸料(家賃)収入、駐車場収入、管理委託収入などがあり、合計で1億242万1,000円となっております。計画数値と比較すると385万9,000円の収入減となっております。これは、権利変換面積の確定により取得した面積が若干減となったことによる賃貸面積の減や、駐車場の稼働率等による駐車場収入の減によります。

支出では、減価償却費、租税公課などが計画より増加したことから、合計で1億834万8,000円となり、最終的に当期利益としては599万6,000円の赤字となったところであります。

次に、資金計画についてであります。資金調達につきましては、当期損失が前期より減少したことや、反面、前期繰越金が少なかったことにより、計画より4,061万9,000円少ない4億6,321万4,000円となりました。

一方、資金運用については、おおむね計画と同様の数値となっております。

この結果、次期繰越しでは、計画より3,517万8,000円少ない1億1,123万2,000円となりました。

7期の収支状況については、以上であります。

次に、8期の収支予定についてであります。7期までの実績を踏まえ、それぞれ見込額を計上したものであります。収支計算書における収入においては、賃貸料(家賃)収入及び管理委託料収入は7期実績と同額とし、駐車

場収入は稼働率を7期の87.1パーセントに対して90パーセントと見込んだほか、その他収入はイベントなどスポット的に利用を図っている空き店舗の一時貸付料などを計上し、合計で1億231万円を見込んでおります。

一方、支出において、一般管理費は、管理業務費及び経費のさらなる削減をするとともに、租税公課、保険料、減価償却費、支払利息等は実績を踏まえ所要額を計上し、合計で9,757万7,000円となり、最終的には452万7,000円の経常利益を見込んでおります。

また、資金計画書においては、それぞれ所要額を計上することにより、次期繰越金は、7期より2,615万8,000円増の1億3,739万円と予定しているところであります。

委員長

次は、「マイカル小樽の動向について」企画部副参事。

(企画)山田副参事

マイカル小樽の動向につきまして、ご報告申し上げます。

去る1月28日、本委員会以降の特徴的な事項について、ご報告を申し上げたいと存じます。

小樽ビブレの店舗閉鎖方針の報告を受けて、早々に助役がマイカル本社を訪れて、閉鎖方針の再検討や閉鎖する場合の時期などについて要望をしまいましたが、去る2月4日、市長、市議会議長、商工会議所会頭、観光協会会長がマイカル本社に出向いて、榎本事業管財人代理、瀬戸法律管財人ほかに会い、小樽ビブレ閉鎖の見直し、閉鎖時期の見通し、ビブレの立て直し、商品供給の確保、OBCに対するマイカルの考え方などについてお聞きをしました。

これに対し、マイカル側は、開発当時の経過は十分承知しているので、行政に迷惑をかけ、率直に言って恐縮をしている。小樽ビブレの損益分岐点というのは150億円であるけれども、今年度は恐らく2桁億円の赤字になると思う。これだけの赤字店舗ではどうしようもできない。それから、閉鎖時期については、皆さんとの話し合いの中で、できるだけご迷惑の度合いが少ないようにしていきたい。それから、小樽ビブレは、あまりにも赤字幅が大き過ぎる。マイカルの店として立て直しをするのはほとんど不可能と判断している。一度倒れかかったマイカルが、イオンの支援を受けながら、テナントが幾つか入ることによってどうこうなるという問題ではないと思う。それから、商品の供給は、マイカルとともにイオンが取引先を回ったことによって供給されるようになったので、対応できると思う。マイカル小樽のかかわりについては、開発経緯は理解している。しかし、マイカルとマイカルの出資会社は別会社であり、現在のマイカルのコントロール下にあるわけではない。出資会社にもっと発言力を行使しろと言われても、我々としてはやりようがない。OBCが独自に再建計画を練っている段階なので、我々としては口出しはできないなどと述べられたところでございます。

次に、マイカルは、小樽ビブレの各テナントなどに文書で店舗閉鎖の方針説明を行ってきておりましたが、去る20日に、直接、テナントの話を聞く場を持つための説明会を開催いたしました。

説明会には、株式会社マイカル店舗再編本部の本部長代行が出席し、店舗閉鎖の方針に至った経過や、先般、小樽市を初めとする各界の代表が管財人代理に面会し、ビブレの存続や閉鎖の場合のテナントへの配慮などについて要請があったことなどについて報告し、その後、参加者から質問や要望を受けたと聞いております。

意見、要望の主なものは、小樽ビブレの赤字の実態から、更生会社として閉鎖方針に至ったのは理解はできる。しかし、私たちはここで頑張って営業したい、又はここを出ると行くところがないなど、それから、閉鎖日はいつごろを予定しているのか、マイカルとの契約が切れたら、どのようにしたらここに残れるかなどであったと聞いており、マイカル側からは、店舗閉鎖日は決めていない、今後、いろいろなうわさも出るので情報はお知らせしたい、いろいろな要望については、今後、話し合いをしながら、できるだけ整理したい旨の話をし、説明会を終えたと聞いております。

次に、OBCの民事再生計画案の策定作業については、3月29日の提出日に向け、一定の枠組みづくりのための

関係者の協議が続けられていると聞いており、現段階で、その内容について把握はできてございません。今後とも、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長

これより、質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

マイカル問題について

マイカル問題について、具体的にお尋ねをしていきます。

1月28日に、小樽ビブレの撤退が発表されました。ご報告があったように、25日に、事前に市に出した通告がありますが、これに関して、OBCの関係者は、ビブレ撤退後は1、2階に集約をして営業継続すると述べたというように伝えられています。

それでは、約4万平方メートルの売場面積のうち、まず、現在、マイカル直営の面積はいかほどあるか、お尋ねをします。

(経済)商工課長

ビブレ棟の直営の面積の関係でありますけれども、一つは、11年3月オープン時に、私どもが聞いている範囲ではおおむね6、7割が直営部分ということで伺っておりました。

ただ、その後、テナントの出入り、撤退するところ、あるいは新しく入るところがございましたので、正確な部分は承知してございませんが、最近聞いている範囲では、2階についてはおおむね7割程度が直営で、ただ、1階につきましては、見ておわかりのとおり、相当に閉鎖部分が多いということ、あとは、どうしてもテナントが多い状況の中で、今現在、営業が続けられているというような状況だと認識しております。

古沢委員

先月28日に特別委員会が開催されましたが、このときに、ビブレ棟のテナント数をお尋ねしたところ、62店舗というふうにお答えをいただきました。1月28日のビブレ撤退を報じている新聞等では、売り場面積の約半分に、中小テナントが約30社、店を出しているというように報じていますが、62店舗と30店舗ではかなり違うのですが、これはどのように説明いただけますか。

(経済)商工課長

62店舗につきましては、昨年の11月時点だと思えますけれども、私どもが把握できる範囲で調べたテナント数ということでご報告いたしました。

それで、テナントの概念によるのですけれども、大きいものと小さいものを含めてテナントという形で言えば、小さいところ、営業委託のところもカウントすればこういう数字だと。

つい最近、私どもが確認した中では、今現在、50数店舗残っているというような確認をしております。

古沢委員

後ほどお尋ねしますが、営業委託も含めれば今のところ50数店舗と。そうしますと、新聞で報じられているのは、営業委託ではなくて、賃貸のテナントというふうに考えていいのですか。

(経済)商工課長

新聞報道の真意は、私はわかりませんが、私どもが聞いている限りでは、現在、賃貸で契約しているところは10社前後と聞いておりますので、当時の62ということからすると10店舗前後が賃貸契約ではなからうかというふうに思っています。

古沢委員

報告いただきました小樽ビブレ支援要請についてですが、市長自身が、2月4日にマイカル本社に出向いて行った。要約すれば、OBCについては、マイカルのコントロール下にはない、再建計画にも口出しはできない、ビブレをマイカルの店として再生はできない、こういう内容だったというふうに報告を聞きました。

市長自身は、直接、要請に出向いたわけですが、どのように受け止められておられますか。

市長

イオンがマイカルの支援企業ということになったものですから、ぜひイオンとしてもOBCの再生について何とか力添えをお願いしたいという要請をしたわけでございますけれども、現在のマイカルは、従来のマイカルではなくて、更生会社というようなことで、現マイカルとOBCの関係でいくと別会社であるというようなことで、再建計画を今つづけている段階なので、なかなか口出しはできないというようなお話しだったので、ある面では理解できないことはないという感じを受けてまいりましたけれども、なお、ぜひ支援はしたいということで、再三申し上げてきたところであります。

古沢委員

1月25日ですが、小樽ビブレの早期閉鎖が市長に対して通告されました。この際に、不採算19店舗を2、3カ月中に閉鎖するという意味合いの通知はあったのかどうか。

それから、もう一つ、こうした小樽ビブレの閉鎖、閉店といった問題が具体化しつつある経緯の中で、マイカル側の閉鎖方針に対して、市長としてどのように対応されてきたのか、お尋ねをします。

(企画) 山田副参事

まず、1月25日に市の方に出向いてこられたビブレ事業部の部長の口から、店舗の閉鎖日をいつにするかということは一切ございませんでしたし、何カ月後ということも全くございません。

それから、テナント、従業員の問題、当然、まち全体の開発という経緯を考えれば、そういう意味では、軽々しく勝手にいつということは現状として判断ができないというお話しでした。そういう意味では、その後も、そういうお話は、本社サイドの、今、申し上げた市長を含めて、大阪へ行った段階での内容についてはそのとおりでございます。

それから、ビブレの閉鎖方針に対してどのようにしてきたかという、ご承知のように、閉鎖をするに至った内容の確認ということを行いながら、どうしてもビブレというのはマイカル小樽の中の主力の施設でございますので、いろいろな意味で与える影響が大きいということで、再三、継続が何とかならないかと。この中で、ただいま市長も申し上げたように、いわゆる管財人をされている会社の力ということも含めて、何とかならないものかという話も、話の中では出ましたし、そういう意味では、何とか、存続に向けて、2度、助役なり市長なりが上京して要請をしてきたわけです。

これに対して、赤字店舗の閉鎖というのは、どうしても管財人の判断だけではなくて、更生計画を立てていくという更生法人の内容からいきますと、やはり裁判所の問題、それから、債権者の理解をどう得るかということを考えていけば、2桁億円の赤字が予想される店舗を残して、このまま続けるという内容の計画案については、今申し上げたところの理解を得るには極めて困難だという判断がかなり多くを占めていたというふうなことでございます。

そういった一方の事情も含めて考えたときに、閉鎖ということとOBCの再生というものをこれからうまくあいにくソフトランディングさせながら、店舗の継続というものをしていく方向というのは、現状では考えざるを得ないのかというふうに考えているところでございます。

古沢委員

軽々しく閉鎖時期は言えないと言いつつ、この時期にビブレ閉鎖を報じる新聞各社は、ことごとく2、3カ月中に閉鎖というふうに伝えていきます。マスコミには、結構、軽々しく閉鎖時期を発表しているということになってし

まいりますが、では、会社更生法適用によって、マイカル側が一方的にOBCに対しての契約解除通知ができるようになります。賃借契約の解除通知をOBCに対してしたのは何月何日ですか。

(企画) 山田副参事

私の認識では、マイカルがOBCに賃貸契約の解除をしたということはありませんで、マイカルが一番最初に営業をしていたダックビブレの会社に賃貸契約解除を申し入れたのは1月24日ないし25日。これは、24日の文書が25日かは別にして、作成は24日の25日到着かもしれませんが、この時期に一齐に賃貸借契約の解除通知をしたというふうに聞いておりますので、その時期の確認の文書は見えていませんので、そう考えております。

古沢委員

ちょっと後ほどの質問にかかわってきますので、ダックビブレの問題は後で聞きます。

次に、こうした状況の中で、OBCは、ご存じのとおり、再生計画案提出期限を3月29日に延長申請をしました。マイカルの小樽ビブレ閉鎖方針の通告は1月25日です。新聞各社は、閉鎖は早期に、2、3カ月中にと伝えている。既に、契約解除通知も出たというふうに私は理解していたのですが、今のご答弁では若干ニュアンスが違いますが、こういう状況の中でも、市長は、閉店の時期はいまだに不明だ、わからないというふうにおっしゃるのでしょうか。

市長

私も、助役も、直接行って確認してきたわけですが、まだ決めていないということで、今後、地元の皆さんと十分な話し合いの中で決定をしていきたい、こういうふうにお答えいただいておりますから、それを信じているということです。

古沢委員

一つ、角度を変えてお尋ねをいたしますが、今月、長崎屋の奥沢店が閉店になりました。中堅スーパーの長崎屋は現在会社更生法手続中ですが、ここで閉鎖対象店のテナントの皆さんが預託をした敷金や保証金の返還をめぐって損害の補償を求めようという動きが全国的に広がっています。国会においても問題にされておりますが、このことは承知されておりますか。

(経済) 商工課長

長崎屋の関係については、小樽レベルで奥沢の店長なりから情報をいただいておりますけれども、全国レベルでのこういった動きだとか国会での動きについては、承知はしてございません。

古沢委員

承知しているのか、いないのか。

(経済) 商工課長

しておりません。

古沢委員

それでは、一つの例をお話ししたいと思います。岐阜県の可児市にある長崎屋可児店の場合です。奥沢店と同じように、今月11日に閉鎖となりました。長崎屋本社側が、可児店のテナントに対して補償金を支払うことで合意した。さらに、受け皿で営業を引き続き継続をしたいと希望するテナントに対しても、迷惑料的な補償金を支払うことで円満解決をした。当然、こういう経緯の中では、可児市行政としても適切な対応があったと思われませんが、それでは、こうしたことも承知していませんか。

(経済) 商工課長

今、具体的にお話がございました可児市の例については、承知はしてございません。

ただ、これらの計画の遂行の中で、当然、保証金の問題なり、それから長崎屋においても売上預り金の問題なり、個々のお店ではそれぞれの事情の中で取扱いが違っていると。そんな中で、行政がどういった関与をしているかは別にして、解決の方法もそれぞれあったと、そんなような状況は確認をしているところでございます。

古沢委員

なぜ、こういう、いわば円満解決という形がとられたのか。

閉店に当たって、長崎屋側は、少額債権 100万円ですが、これを超えた分の放棄を各テナントに求めるという出方をしました。しかし、長崎屋が会社更生法の適用を申請したのは2年前であります。

実は、可児店の閉鎖は、その当時の閉鎖計画リストに入っていた。これが、テナントや取引業者に実際は隠され、営業継続を装って、その結果、何が起きるか。テナント側に、家賃と預け入れている保証金、敷金を返済する期間を事実上奪ってしまう、いわば合法的な詐欺にも匹敵するような対応をとってきた。これが争いの大きな点でありまして、これが、結局、可児店で円満解決をするに至った大きな理由だったと思うのですが、私は、こういうふう

に可児店の例を受け止めたのですが、いかがですか。

(経済) 商工課長

申し訳ございませんけれども、可児市の例については承知をしておりませんので、お答えができないのです。

ただ、方法論として聞いている範囲の中では、閉鎖が決定した後、賃料を滞納するテナントの方がいて、それらと保証金を相殺するという形で処理をしているという例は聞いております。

古沢委員

そこで、伺いますが、長崎屋奥沢店の場合です。テナントにお尋ねしますと、最大時でテナント数は21ないし22店舗あったそうです。今月の11日に閉店したわけですが、その時点でのテナント数は何店舗でしたか。

(経済) 商工課長

承知している範囲では、5店舗かなというふうに思います。

古沢委員

この奥沢店の場合、保証金、敷金の返還などをめぐってのトラブルは発生していないのでしょうか。

(経済) 商工課長

基本的にはなかったというふうに思っていますけれども、さっき、ちょっと例がありました賃料を滞納した方がいらっしゃるということをお聞きしております。

古沢委員

その点についてちょっとお話しをしたいと思うのですが、あるテナントの場合ですが、先ほど言いました少額債権 100万円ですが、これを超える分がやはり返還されていませんでした。このテナントの場合は、出店当初、保証金として預託したのが約 560万であります。関係書面を見ましたら、この 560万のうち65パーセントは保証金、35パーセントは預り敷金というふうな区分になっておりました。65パーセントの保証金は11年据え置き、12年目から長崎屋側がテナントに返済していくという契約になっておりますが、このテナントの場合ですが、幸か不幸か、経営している一時期に家賃の滞納をせざるを得ないという事情が発生しました。そういう事情が生じて、その際に、積んでいる 560万円のうちの約 380万ほどその時点で相殺されております。したがって、今回、閉店時に店をたたむときに、預け入っていた保証金と敷金はおおよそ 180万ほどです。少額債権 100万円まで返済するという事になったわけですから、実際は80数万円は放棄をして、100万円が手元に戻ったという形になっておりました。こういう問題が発生していないのかということをお尋ねしたわけです。

同時に、幸か不幸かというふうに今話をしましたけれども、堅実に経営をしてきたテナントであればあるほど、家賃の滞納等が生じていなければならないほど、実は閉店のときに実害は大きかったのではないかと、こういう心配があります。

奥沢店のテナントが被った放棄額、実害額はどの程度なのでしょう。

(経済) 商工課長

先ほどご答弁しましたが、奥沢店は閉店時で5店のテナントが入ってございまして、聞いている限りでは、

1店舗が別の場所に移転をして商売をやりました。残りの4店舗につきましては、どちらかという、ほかにも店があって、そこだけということではないものですから、できれば奥沢店が新たな形で展開するときに、再度また中に入りたいといった中で、奥沢店の店長との話合いの中で、ある意味では円満な解決をしたというふうに聞いておりまして、実際には、今お話がありましたような放棄額とか実害額とか、そういうことは聞いておりません。

古沢委員

先ほど紹介した岐阜の可児店の場合と、奥沢店の場合で、市の対応も含めてですが、解決の仕方が大きく違うというのは大きな問題だと思うのです。市の対策の問題でもあると思うのです。

一つだけ、従業員の問題でお伺いしておきますが、このときに長崎屋の道内4店舗が閉店しています。正社員とパートを合わせますと約380人ほどが退職というふうに伝えられています。この380人のうち、奥沢店はどのような内容になっているのか。同時に、雇用対策についてもお聞かせください。

(経済) 藤原主幹

長崎屋奥沢店の従業員の方につきましては、全体で75名が閉店時にいらっしゃったということを知っています。そのうち、アルバイト13名、雇用保険の対象外になっている方10名を除きまして、52名の方が正職ということですが、そのうち16名の方が小樽市の方に移られたというふうに伺っております。残りの36名のうち、18名の方は、短期のパートと、雇用保険等は1年未満で対象とならないということで、19名の方について雇用保険等の手続をされて次のお仕事を探す準備をするということで、2月20日に全体で職安において説明会をしていただきまして、その時点で、小樽市としても、一応、年金等の手続等についてご質問があればということでご相談に乗った経過はありますけれども、特別、雇用対策的なものはとられておりません。

古沢委員

ここで問題にしたいのは、情報提供と行政の対策との関係です。

長崎屋の場合を見ても、経営や営業を守るといった点や、多額の損失、実害からこういうテナントや取引業者を守るためにはできるだけ正確な情報提供が必要だと。可児店の場合、2年も前に閉店計画を決めておきながら隠されていた。

小樽市の場合、今、そうした情報収集のために専門の職員の配置もしているわけですから、テナントや従業員や市民に提供できる小樽ビブレ閉店の問題、OBCの再生計画に関する情報をきちんと提供していく必要があると思うのです。議会のこの場だけでなく、きちんと情報を提供する必要が行政の側に責任としてあると思うのですが、いかがですか。

(企画) 山田副参事

情報提供については、把握している情報そのものを、現在進行形の部分ですとか、どういう方針で現状は臨んでいるのか、そういう意味では私の立場でいろいろ把握している部分も多少ございますけれども、今その部分そのものが出ることによって、いろいろな問題が起きることも当然予想されますので、そういう方向が確認できるということであれば、しかるべき場所なりで、そういう方向性を、私どもが言う前に、やはり当事者である経営をされているところが示すべきことで、私どもは、議会に当然、市に対してお知らせが来たときには、お話を申し上げるということは考えてございます。したがって、民で今どういう戦略を持ってどういう関係者と話合いをしているか、こういうことについて、やっている事実については私は把握しておりますので、現在いろいろな形で、OBCの民事再生計画案と小樽ビブレの撤退時期とは全く無関係な状況でないのはご承知だろうと思いますので、少なくとも民事再生計画案の3月29日提出については、今それを目指してやっておりますので、その枠組みの中で、小樽ビブレの問題というのは、当事者間の中で詰めを行い整理をしているというふうに認識してございますので、そう遠くない時期に一定の方向が市の方に連絡があるのかなというふうに担当者としては考えております。

古沢委員

OBCに対する債権者の実態について

OBCに対する債権者の実態の問題ですけれども、テナントの経営者から契約の形態、契約条件の聞き取りをいたしました。テナントと言っても、実態は孫テナントと言った方がいいのでしょうか。実に無政府状態の様相だと私は思いました。営業委託契約、賃貸契約と、そういう形態が違ったり、また、契約の条件内容が違ったり、まちまちなのですね。

こうした実態を把握しているのかどうか、お尋ねをします。

(経済) 商工課長

マイカル小樽全体のテナント関係の契約についてでありますけれども、確かにお話がありますとおり、大きくは3つの分野、サティ棟、ビブレ棟、センター棟に分かれておりまして、大きく三つの部分で元請の契約をしている。サティ棟であればマイカル北海道、ビブレ棟であればマイカルと、こういったものがあって、そこから、さらにそれぞれの持つ商業スペースの中に営業委託という形で入っているテナント、さらには、先ほども申し上げましたけれども、賃貸契約をしている共有店というテナントもございます。

これらは、さっき申し上げましたが、ビブレの例で言いますと、当時62店舗のうち約10店舗ぐらいが賃貸の契約をしている。それ以外は営業委託と。ですから、その部分では、営業委託の中でも、さらにそれぞれのパーセントというか、歩率というか、やはりそれぞれに差異がある。特に、11年3月のオープン当初に決めた数字から、これまで3年ほどたっていますけれども、その時々が入店あるいは出店のときに、時々社会条件なり背景なりという中でそれぞれの率が変わっているということはあるというふうに聞いております。

センター棟あるいはサティ棟についても、今現在のところは、契約形態としてはほぼ同じような形になっているのかなというふうに思います。

古沢委員

昨年9月ですが、OBCの債権者説明会が開催されました。札幌のすみれホテルです。私も参加させていただきましたからよく覚えているのですが、この説明会の中で、出席された債権者の中で、ただ一人だったと思いますが、市内の業者が保証金、敷金について質問をしています。

賃貸契約を結んで出店している業者にとっては、この保証金が戻るか戻らないかは死活問題であります。委託契約の場合は、少し事情が変わってきますけれども、この業者の場合ですけれども、OBCの裁判所に提出している債権者の中では、債権の種類は売上預り金となっていて保証金ではないのです。マイカルの有価証券報告書平成13年度によれば、この業者が出店をしていたセンター棟は、OBCの直営というふうになっているのですが、では、この業者の保証金というのは、どこに預託されたのでしょうか。こうした事情というものはご承知でしょうか。

(経済) 商工課長

今、お話があった例ですけれども、センター棟に進出をしているテナントということで、保証金を拠出した方という例でお話があったと思いますが、確かにセンター棟は現在もOBCの直営ということになってはいますが、これは、開業当初は、ヒルトンプラザという割と高級なブティック街についてはOBCの直営でやっていました。しかし、それ以外の2階、3階、4階はかなり多くの飲食のお店がございまして、これらにつきましては、当時マイカリストというマイカルの飲食をやる会社がすべてを仕切ってございまして、今の例が、多分、飲食関係のお店であれば、マイカリストとの契約でなかるうかと、そんなふうに推察いたします。

古沢委員

法的な報告書では、OBCの直営というふうになっているのです。なぜ、今もってマイカリストが、この業者にとってみればいわば大家さんになるのか。ですから、再生法の手続でも、この業者の場合は、OBCの債権者であって、もう一方ではマイカリストかどうか、これは確認してみなければわかりませんが、そちらの債権者にもなって、大変、複雑な様相を呈しているわけです。

これはそのとおりですね。

(経済) 商工課長

当初の形態で間に入ったのはそういう会社になっています。さらに、今現在と状態が変わっているのは現実でありまして、今自体は、センター棟につきましてはOBCが直接契約をしている中身になっていますから、おっしゃっているようにOBCに対する債権者でもあり、仮に先ほど言いましたとおり、当時、間に入っている会社との契約があれば、そちらの債権者にもなる。マイカリストであれば、そちらも法的整理を申請しておりますので、そういうことはあり得るのかなど。

古沢委員

ダックビブレですが、先ほど副参事のご答弁では1月24日ないし25日に、ダックビブレに対して賃貸借契約の解除通知を発送したという答弁をいただきました。先ほども言いました平成13年度のマイカルの有価証券報告書では、小樽ビブレはマイカル本社の直営というふうになっていますよ。おかしいのではないのですか。

(企画) 山田副参事

私は、この報告書は見ていませんけれども、OBCと小樽ビブレの関係からいくと、私の把握している段階では、マイカル本体が、オープン当時、ダックビブレという会社が、OBCのテナントという形で借りて、保証金というか、保証金を積んで入っております。それは独立の企業ですから、それが、大変赤字が出るというので、マイカル本体がそこを引き受けたという形ですから、ただ、OBCとの賃貸契約の関係は、そのときに変更しないで、いわゆるOBCとダックビブレの関係の賃貸契約はそのまま、その家をマイカル本体が借りて小樽ビブレの営業を継続したというふうに、そういう形で認識していますから、店舗は直営店ですけれども、OBCとの関係では又借りをしているという感じになっていると。

ですから、大家さんにしてみれば、マイカルはダックビブレにも入らないよと。ダックビブレは、その後OBCに、テナントが借りないと言ってきましたので、もう借りられませんという連絡は来た。ちょっと急な質問だったものですから、日にちは確認はしていませんけれども、そういう流れになっているということで、一応、把握をいたしております。

古沢委員

急な質問と言うけど、今日の委員会案は事前にわかっていたことですからね。

それで、ダックビブレは、仙台の本社組織ですけれども、マイカルグループの会社です。平成12年12月に世間に伝えられたところでは、小樽ビブレの業務や資産、負債のすべてを約100億円でマイカル100パーセント出資子会社、ビブレですが、ここに譲渡をするというふうに発表をされています。

その主な理由は、当時、仙台のダックビブレは株式公開計画があって、小樽ビブレの売上げ不振がその足かせになっているという事情のもとで、結局、ダックビブレが撤退をする。マイカルの直営に変わったというふうに、我々のこの委員会でもずっと報告されていた点です。先ほどの内容のことは、私も突然聞いた話です。孫テナントがマイカル本社になって、そうすると、そこに店を出しているテナントは、孫孫テナントになってしまう。とんでもない複雑な様相になっているという話は、今、初めて聞いた話ですが、今、何を尋ねたいかと言えば、もともとダックビブレが、OBCへの債権者として、言われているように、預かり保証金86億3,500万円の債権者として登場しているわけです。これは大変おかしな話ではないかと思うのですが、そういうふうに疑問をお持ちではないですか。

(企画) 山田副参事

私は、今申し上げたように、中身的に言いますと、ダックビブレとマイカル本体とが又貸し状態のところが正常になっているかどうかというのは、私どもが関知する話ではないと思いますけれども、要は、オープン当時、ダックビブレが営業保証金をOBCに支払い、それ自体が焦げついているという現状からいけば、それが保証金の債権

額ということで載ってくること自体はあり得るのかなというふうには考えております。

古沢委員

だから、僕は、正確な情報提供が必要だと言うのです。

ダックビブレは、株式公開を計画していて、小樽ビブレが足かせだと。約100億円で資産、負債、一切合財を営業譲渡をするというふうに伝えられていたわけです。そういう計画の中で86億円ですよ。結局、ダックビブレは、マイカル本社と同じ日付で民事再生法を申請した会社ではないですか。その会社が、86億円の預かり保証金を、平成12年12月に発表した以降、放っておいたということになるのですよ。おかしい話ではないですか。疑問に思いませんか。

(企画)山田副参事

平成12年の12月時点で具体的にマイカル自体に営業が譲渡していった形の内情というものの把握というのは、基本的にはしてございません。

しかしながら、あの時点で、こういう状況で具体的に全店舗の経営内容まで把握をするという部分については、一定の限界があったというふうには考えております。

古沢委員

OBCの負債内訳は総額で約492億円。そのうち、今問題にしている敷金、保証金が約150億円、そうしますと、86億円というのは敷金、保証金のうち約6割近くを占める、大変な巨額債権です。これが、大きな疑問を持たざるを得ない債権者、株式会社ダックビブレになっている。

それでは、もう一つお伺いしたいと思いますが、この敷金、保証金の債権者で、マイカル北海道、現ポスフルですが、ここも60億を超える預かり敷金、保証金を預託しています。しかも、別除権者として保護されているわけですが、この問題についてお尋ねをします。

なぜ、別除権者かという問題ですが、つまり、平成12年の11月に抵当権設定仮登記が行われた。その1カ月後の12月22日受付け、合意によって順位変更されて、順位7番であった抵当権設定仮登記が1番へと登記されている。同順位の権利者は日本政策投資銀行です。これに間違いありませんか。

(企画)山田副参事

そのとおりです。

古沢委員

登記原因を見ますと、平成11年3月11日、マイカルがオープンしたときです。平成11年3月11日、賃貸借契約による保証金及び敷金返還債権、平成12年10月25日設定、このようになっています。これも間違いありませんか。

(企画)山田副参事

今、登記簿の写しはありませんけれども、基本的にはそのとおりだと認識をしています。

古沢委員

平成11年3月に賃貸借契約、保証金を預託した。それから、抵当権設定仮登記が平成12年の11月22日で、順位変更の登記が同12月と、なぜ、1年8カ月もたってから、今言ったように、順位1番へと変更登記される、このことを前提にしたかのように登記がされたのか。これは、だれもが疑問に思うことではないですか。

この件に関して、何かご説明いただける情報を持っておられますか。

(企画)山田副参事

私は、この時点で疑問に思ったことはございません。

土地区画整理事業の権利者という形で把握してございましたから、私の時点では、この方々も、当然、仮換地なり換地をする段階で一定程度のお話をする対象の企業というふうには認識をしてございましたけれども、この方々が、どのような意図で、どうしてこういうことをしたかということについての認識というのは基本的にございませ

ん。

ただ、先般、いろいろなご指摘の中でいろいろお話を伺いましたけれども、基本的には、企業間の中の、いわゆる債権そのものを証券化している運用しているというふうを考えている企業と、そこまで先を読まないで整理しておこうと、いろいろと企業の中の思惑もあって旧マイカル北海道はそういう形をとった、それから、ダックビブレさんは、同じ契約書だけれども、そういう内容で抵当権の設定をしていないと。こんなようなお話で、これは、単純に、なぜ、同じ賃貸借をしているのに、抵当権を設定しているところと、していないところの違いがあるのだという聞き方をして、そのようなお話しでしたので、あえてそれ以上のお話をお聞きしている現状にはございません。

古沢委員

やはり、疑問には思いますよね。

ポスフルは抵当権の設定をする、ダックビブレか、マイカル本社か、株式会社ビブレか、それはわかりませんが、抵当権の設定はしない。大いに疑問であります。

さて、この登記の前後のマイカル小樽の状況はどうであったか。

幾つかの点で、ちょっと確認をしたいと思います。

小樽サティの売上げ不振、その打開策が求められていた。それで、7,000平方メートルにわたるコリアタウン開設構想が打ち上げられたのはいつでありましたか。

(経済) 商工課長

私どもも正式に聞いたわけではございませんけれども、新聞報道等の情報によりますと、12年夏ごろ、当時の在札幌韓国総領事館とマイカル北海道の間でこういった交渉が行われて、サティ棟の4階に韓国系のお店を出す、こんなお話し合いがなされていたということはお聞きしております。

古沢委員

マイカルグループであったエルザ、スポージアム、ザッカラが閉店した時期はいつでしたか。

(経済) 商工課長

今、申し上げましたとおり12年7月、8月時期で、正式に調べてきましたけれども、エルザとザッカラが7月の末で、スポージアムが若干おくれて8月上旬といった形で閉店をしたということでございます。

古沢委員

その後、9月に入って物販店舗の大幅リニューアルが始まります。ベスト電器とアルペンの開店がこの時期で、11月には問題になった大観覧車が営業開始をします。ダックビブレの撤退と石原プロワールド西部警察の撤退が発表された時期は、いつでしたか。

(経済) 商工課長

これらの時期につきましては、13年頭くらいですから、2月ころかなというふうに思います。

古沢委員

石原プロワールドが撤退したのは2月ですから、発表されたのは12年12月です。この時期、同時進行の形で、全国の不採算店約50店舗の閉鎖と従業員2,700人の削減を骨子としたマイカルのリストラ計画、チャレンジングマイカル改革プランの策定が進んでいます。小樽ビブレのマイカルからの撤退は、このリストラ計画のときに、既に本社や関連会社間での確認事項ではなかったのでしょうか。

何か聞いていませんか。

(経済) 商工課長

この当時、確かに、マイカルは再生に向けたこういうプランを出して、不採算店50店舗ということでお話を進めていたのは事実であります。後ほど、50店舗の中に入っているかどうかという議論もしましたけれども、基本的に

は入っていなかったのではないかとのお話も伺っていますし、そういった意味では、今お話がありましたとおり、この時点で小樽ビブレのことについて云々の議論があったというふうには思っておりません。

古沢委員

こうして、平成12年11月、12月にマイカル北海道が担保権を設定した時期、マイカル小樽では目まぐるしい動きがあったわけです。マイカル北海道所有分に対して、本社が所有してしている割合を、直接、間接、合計でお答えください。当時ですよ。

(経済) 商工課長

マイカル北海道株の、本社というのはマイカルという意味だと思いますけれども、当時は58パーセントほどがマイカル本体と。関連子会社という形の中で4パーセントほどありますので、約62パーセント何がし、このくらいが今お話にございました当時のマイカル関係の所有という数字だと思います。

古沢委員

質問をまとめていきたいと思います。

つまり、連結子会社ですね。言ってみれば、もうけも損もともにする関係にある会社です。情報を共有する関係にある会社です。売上預り金や保証金などで心配をしている一般の債権者とは全く違う。企業の社会的責任からいっても、この債権は辞退してしかるべき債権、いわば劣後債権と言っていいものだ。決してマイカル北海道、ポスフルが持っている債権が優先して保護される別除債権ではないというふうに思うのですが、こうした考え方についての見解はいかがですか。

(企画) 山田副参事

マイカル北海道とマイカル本体との関係については、当時の関係で連結子会社という形でございましたし、その後、両方の事情の中で、いろいろ報道されているような関係になっているというふうにお聞きをしています。

ただ、気持ち上はいろいろ議論があると思っておりますが、法律上は、これはどうしても抵当権設定をしている扱いからいけば、私は、別除権者という形で現在あるのは仕方ないことではないかと。

古沢委員

質問の最後にします。

問題は、こうした動きの中で、行政も含めて関係者がどのように対処してきたか、これが大きな問題なのです。

例えば、1、2例を挙げます。こうしたリストラ計画、マイカルの大きな動き、マイカル小樽の中で大きな動きがあった最中に、OBCの専務はこう言っています。「リストラ計画は、マイカル小樽に全く関係ない。グループの中で、今やここが一番元気な場所だ」と言って、撤退説を一蹴しています。例えば、商工会議所の会頭、専務は、こういうふうにも言っています。「こうした動きを受けて、広域集客を目指す前向きな動きだ。一連の動きは商業施設としての魅力を高めるものだ」と、こういうふうにおっしゃるのです。では、行政、小樽市の関係者はどういふふうにいるか、一つだけ挙げます。「消費者ニーズに合うように整備、地元商業界との連携を期待するのだ」と。

正確な情報提供をしないと、そこのテナントや取引業者がどれだけ大きな被害を被るか。言ってみれば、これはOBC、マイカル側寄りのコメントではないですか。行政も、商店街、商業界のトップを務める人たちも、こういうふうにしてマイカル側、OBC側を支えた。

少なくとも、平成12年11月ないし12月の時点で、マイカル北海道が抵当権設定仮登記をした時点で、真実の情報提供があれば、テナント側が家賃と保証金、敷金を相殺する、そうした期間が十分とれたはずではありませんか。マイカル誘致を政策的には間違っていなかったというふうに市長は強弁された。みずからの責任をあいまいにしているから、こうしたテナントや取引業者、従業員の深刻な状況、苦悩に対して、このさなかに責任ある対応をとることができない、そのことを強く指摘して、私は質問を終わります。

委員長

共産党の質疑を終わりました、自民党に入ります。
自民党。

大竹委員

ありません。

委員長

次は、市民クラブに入ります。

斉藤（裕）委員

アール・アイについて

私は、アール・アイについてお尋ねします。

この資料は、平成14年、今日の日付が出ていますけれども、12年7月から13年6月まで、この資料をつくったのはアール・アイ側ですか。それについて、どなたがつくって、どういう形でこれをつくりましたか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

その資料は、私がつくりました。アール・アイから決算資料をいただいて、その決算書の中身から、その数字を計上していきました。その中で、アール・アイとも打合せをさせていただきながらつくったということです。

斉藤（裕）委員

平成13年、去年の今ごろ、やはりこの議論がされています。アール・アイの6期の実績と予想が、これと同じような書式で出てきました。そのときに、稲北再開発の過程で、私が指摘したような結果になったということが証明されたわけなのですけれども、そのときの議論は、原課としては踏まえているのか。一度、きちんと目を通されたことはありますか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

ただいま、斉藤（裕）委員のご指摘のとおり、昨年11月の際に、一応、委員会の中でいろいろ議論はされています。その中で、昨年、提出させていただいた中には、7期の予定というのは入っていなかったと。今回、備考欄であったものを8期の予定ということで、来年の私どもの言う小樽市の予算的なものもアール・アイと相談しながら計上させていただいたと、8期の予定ですね。ですから、それは、そういった議論を踏まえて、ある程度対応したというふうには考えております。

斉藤（裕）委員

小樽市の予定というのは何なのですか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

小樽市の予定といいますのは、小樽市が予算をつくるように、アール・アイも自分たちの8期の予定というか、そういったような意味合いです。

斉藤（裕）委員

回りくどいことを言って申しわけないですが、これは間違っているのですよ。

これは、5期、6期、7期というのを見ていけばわかるのですけれども、非常に単純なことなのですが、今、初めて言うわけではないのです。まず、6期の時点で、1年も前に収入減が起きているわけですから、面積減が起きているのです。ですから、これはどうやってみても9,677万の7期計画を打ち出すのは間違いです。これが一つ間違いです。

それと、去年の時点で、家賃収入、賃料アップというのは、おおむね2パーセントをもともとのマスターに組み

込んでいるのです。しかし、その面積減による収入減というのは、2パーセントではもう飲み込めないのです。ですから、この収入のところというのは、9,677万であることは間違いです。

では、前年度実績の最高値をとるべきですから、ここにのっかってくるのは、93,695がのってくるのです。つまり、その数字は、実績の方もおかしくなるのです。93,830という数字がありますが、これは前年から比べると、こういう数字は上がらないこととなります。値上げでもしなければだめなわけですよ。

なぜかというのは、これは、1年前に確認したのですから。そうしたら、オープンしてみても、占有面積の取合いなどいろいろあったけれども、ようやく確定しましたというのが9,383万という数字ですから、これが、10数万ですけれども、上がるというのは、値上げしているということしかないのです。けれども、値上げ幅としては出てこない数字だから、1パーセントにも満たない数字だから、これは数字の間違いであろうと私は思いますけれども、いかがですか。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

ただいま、資料1の計画Aにつきましては、あくまでも平成10年11月26日のシミュレーションの数字を計上させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

それと、家賃収入につきましては、昨年、6期と7期とは違いがあるのですが、家賃については、13万5,000円ほどとなっています。これについては、私は詳細に聞いていませんので、後ほど調べて、この数字の違いはどういう状況なのか、確認したいというふうに考えております。

斉藤(裕)委員

平成7年までの計画数値を、前年度にのせるということもだめなのです。それは、なぜかと言うと、この資料が出た去年、1年前に実勢数字に直すということを言っているわけですよ。議会の議論の中で、実態に合わせた数字を見ていくということを言っているわけですよ。だから、6期のものを7期に持ってきますというのは、議会の答弁と矛盾します。これは、やはり間違いでしょうね。ですから、今回、皆さんは、予想を家賃収入の80パーセント方と見たのですか。90ですか。これも、実態に合わせていきましょと、90でしたか。80になりませんか。80ではないのかな。違うのかな。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

ここに計上しているのは、当初計画の中では、単価については1万5,000円というふうに見ていたのです。それで、実際の決算をするときは消費税抜きでやるということが一つあります。実態は、税込みで1万4,000円という金額で契約はしていたのですけれども、こちらに実態として計上しているのは、1万3,300円の42台の12カ月の90パーセントということで、8期の予定についてはそういう計算にはなりません。

斉藤(裕)委員

それでは、ちょっと教えてください。

今まで、計画というのは駐車場収入を100パーセントと満たした計画をつくってきたはずですよ。つまり、駐車場収入というのは、756万が100パーセントという考えは私の間違いですか。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

駐車場収入の756万というのは、あくまでも、平成10年11月の当初計画のときに、1万5,000円の42台ということで計算されたものなのです。実態は、今は税込み1万4,000円でやっていますので、その実態に合わせて100パーセントにした場合と比べた数字が、8期で予定している90パーセントの額がその金額になっているのです。

斉藤(裕)委員

こういうことで、つまらないことをやりたくないのですけれども、いつから実態が1万3,300円になったなどという話になったのですか。収入は、受けるもの受けるものであって、税金を払うものは払うものであって、実態は1万5,000円だったら1万5,000円と違うのですか。

そうしたら、1年前の話ですよ。1年前も、6期の計画というのは756万です。そして、それに対して実績は395万8,000円、これが52パーセントという議論を当時の担当者の方としていました。単純な割り返しの話ですからね。そうすると、1年たったら、稼働率の見方自体も変わってきたということですね。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

確かに、756万につきましては、先ほどから申し上げていますとおり、当初計画の時点では1万5,000円の42台ということで計画していただいたという経過があります。それで、実態上、昨年もそうなのですから、実際には1万4,000円という形で契約をしている。そういった差がありますので、実態に合わせる形で1万4,000円の42台ということで計算していかなければ、あくまでも1万5,000円で計算するということになれば、ますます差が開くという形になりますので、その辺は調整させていただいているということをご理解いただきたい。

斉藤(裕)委員

それは、いつからやっているのですか。

そんな話は、1年前は聞いていないよ。そして、そう言っているのはおかしいよ。それは値引いたという話でしょう。値引いたのでしょうか。そうしたら、駐車場収入を、ただでさえ100パーセント稼働で30年見ているのですよ。それを、値引きしましたからこうなりますとあって、30年間に計算してみてくださいよ。この議論は、事業収支が間違っているということを確認して皆さんが認めたのは、全体が30年の事業計画に基づくものなのです。そうすると、19年か20年後に、この収支は三角になるのです。要するに財源不足が生じるのですよ。今の答弁だったら、財源不足が生じるのがさらに早くなるのです。

そんな、途中で収入を、実態としてあるのはわかりますよ。値引きしましたというのは一つの手法でしょう。しかし、そんなところで、稼働率がどうしたと言ったところで、全体計画がどうなるかを見るのが皆さんの立場であって、アール・アイという民間企業が値引きするのをいいだとか悪いだとかは、こちらは言えないわけです。

だけど、値引きしたことによって、小樽市がお手伝いしている部分がどうなるかということだけ注目すればいいわけです。その考え方から言うと、いや、値引いたから何ともないというのだったら、それはちょっと無責任です。値引いた分、30年間の収支にどう反映するかとなるのですよ。いかがですか。

建築都市部長

いろいろと議論がございまして、一つは計画のAということで、先ほどおっしゃったように駐車場収入が756万と。おっしゃるとおり、1万5,000円で年間100パーセント稼働でこういう数字が出るということは間違いありません。

今回、お示ししておりますのは実績ということで、現状を見たときに駐車場の収入はこういう形が妥当だろうというようなことで、これは7期の実績です。8期以降につきましては、こういう実績を踏まえた中で収支というものを考えていくべきだということで、とりあえず今、8期についてはこういう予定で進んでいくのだということで、アール・アイからの話を聞いた中でこういう数字がまとまっております。おっしゃるとおり、30期といいますか、非常に長い期間で、これの収支関係がどうなるかというような問題は、前にお示したものがあるわけですが、当然、こういうふうな収入の見直しなりが出てくれば、全体の収支計画に響いてくるということは間違いのない事実でございますので、そういう意味からしますと、やはり見直しをした30期のそういうようなものを明確にした中で判断をしていくということは、当然、必要になってくるだろうと。ただ、私どもの方では、実態はこういうふうな状況になっているということでございますので、これを見極めた上で、30年の修正計画の部分を大至急出してもらおうようなことを指示していかなければならないというふうには思っています。

ただ、当面、状況を見て、収益の収支を見ますと減価償却の関係の部分とか、そういう中で、8期については、単純に計算しますと、ここにお示ししている数字でございますので、とりあえず今、こういう形で、来年度の貸付金の問題もございまして、こういう形で考えていこうというようなことでございます。

斉藤（裕）委員

考えていこうと言われても、よくわからないのです。一生懸命ご答弁されているようですが、核心のところを答えられていないし、理事者の考え方が示されておられない。何かいいかげんというか、何とかなるだろうというように無責任に感じるのです。

支出の面で聞きますけれども、一般管理費を800万と見込んでいます。前年度実績は、935万です。これは、どうしてこういうことになるのですか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

昨年、6期の場合が初動期ということもありまして、アール・アイがかなりの部分を負担していたというふうにお聞きしております。その中で、一番大きかったのは管理業務費、いわゆる人件費等の業務費ということで、そういった部分が630万ほどありました。7期については、負担区分の明確化を図りながら解消していったというふう聞いております。

斉藤（裕）委員

本当に1年前の議会資料を見たことはありますか。1年前の議会資料で、6期の計画が720万だったのに、約200万アップの919万になったのはどうしてですかと尋ねましたら、それは、共益費の関係で、当初、貸している側、フードセンターですか、そことブック何とかというところですね。そこの交渉をやってみたら、これは地下のどこどこ具体的に三つくらい言われていたけれども、ここはアール・アイの部分だから200万持ってほしい、こういう話になったと言っているわけです。つまり、そこで話は一回決着したわけです。そうすると、当然、今の資料の一般管理費の計画額というのは少なくとも930万何がしになるはずなのです。

ところが、計画は720万だし、実績は871万だし、そして来年度の予想は800万だし、去年の実績は900万ですよ。同じ項目に、3つも4つも数字が出てくるというのはおかしいのではないのですか。それも、ばらばらですよ。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

6期の関係で、私は、今、6期と7期の比較書を見た中で、極端に落ちた部分についてのみご説明してしまっていて、確かに共益費、地下店舗部分、駐車場等とそういった部分の光熱水費、清掃等の当初見ていなかった部分が200万ほどあったというのは事実でございます。その辺は委員がご指摘のとおりです。

斉藤（裕）委員

そうしたら、これは実態と乖離しているということになりませんか。

（建都）市街地活性化対策室乙崎主幹

それで、6期、7期の実績等を踏まえて、8期に向けて、アール・アイ側としても、一般管理費の節減といったものに努めると、そういうことで今回の800万を計上させていただいているということでございます。

斉藤（裕）委員

皆さんは、この事業は、去年の時点で年間に300万の収支不足が発生しているのです。10年で3,000万なのです。それは、2パーセントの値上げアップ率では無理なのです。赤字とは言いません。つまり、収入は、当て込んでいたものよりも下がるという状況が、去年の時点で、30期、あと20数年続くというのはわかっているのです。それだってシミュレーションをし直してはしていないでしょう。そして、特に大きな税金のところですが、かなり大きく動いたところの部分がありました。その修正だってしていないでしょう。

皆さんの今まで言った答弁を、去年と今の答弁を合わせて計算すると、今ここに出てきている5,662万6,000円というのが8期の予定の返済額となっていますけれども、皆さんの言うとおりに数字を当てはめていけば、5,530万2,000円以下です。だから、これは違っているのですよ。

今、部長が、それを一生懸命見てもわからないです。その表を見てもわからないですよ。こっちの表とこっちの表と、そして、去年、皆さんが答弁された考え方を合わせていったら、どの数字を拾っていかなければならないか

と決まってくるわけです。そうしたら、予定は違ってくる。30年のものには反映されません。30年のものは、これをさらに、1個1個やっていって、それで30年が変わるのです。20何年後に怪しいところが出てきます。

私が言いたいのは、だからと言って、にわかには事業がとんざすとかいうのではなくて、もう少しきちんと数字を見てほしいのですよ。そして、去年の時点で、ある一つの実態に合わせた数字をやっていかなければならないという答弁もいただいているわけです。申し訳ないけれども、何か、悪い意味でのお役所仕事に見えます。

だって、この資料が出てきて、電卓を入れて間違いだと指摘されるのはおかしいと思いませんか。

建築都市部長

いずれにしても、今、お示ししている数字につきましては、先ほど申し上げているとおり、平成10年に提出された30期のシミュレーションの計画ということでの数字を入れております。それから、7期につきましては、実績がこうだということで数字を入れております。8期につきましては、この目標数値に向かって、収支をとるということで伺っております。

いずれにしましても、基本的には、全会計の収支というのは、30期シミュレーションの中で、収入の減とか、そういうものをもう一回見直しをかけた中で計画を練るということになろうかと思っておりますので、そういうようなことも含めて、そうした点もきちんと押さえながら見ていくべきだろうというふうに思っております。

斉藤（裕）委員

これ以上つべこべ言いませんけれども、部長の答弁もおかしいよ。

平成10年に提出されたというのはこれのことでしょう。この計画に基づいて、これがつくられているというのですか。どういうことですか。

これは、当然、方針としては示されているけれども、項目が違うでしょう。

建築都市部長

私が申ししたのは、今回お示したのは、10年当初にお示した数値が計画の中に入っているということになるし、また、7期の実績ということでお示しをしている数字は、これは実績ということで入っております。それから、8期につきましては、前にお示した計画との数字とは違うということになっています。すなわち、言い換えれば8期については、実績に合った形で見直しをかけて数字を得た。したがって、前回提出しております30期の見直しについては、当然、変更といえますか、変えていくということになります。

要するに、8期の利益の数字は、あくまでも現時点の実績のものにある程度修正をかけた中で8期をお示していくということになります。

したがって、30期の全体の数字をどう見るかということは、次の段階としてきちんとやっていきたいというふうに思っています。いろいろと修正をかけなければいけないことは確かです。

斉藤（裕）委員

私は、なかなかのみ込み悪いものですから、申しわけございません。

それでは、いずれにしても、そのご答弁に従って30期つくってください。

よろしいですね。私は、よくわからないものですから、30期をつくり直してくださいとお願いいたします。

以上です。

建築都市部長

当然、私どもも、お貸しをしているので、やはりきちっと戻ってくるのが大事ですので、そういうことを考えますと、やはり早急に計画を見直して、今、お話をしました30期のことを考えるということについては、アール・アイと話をした中でその辺の部分をきちっとつくっていただくというようなことで考えていきたいというふうに思っております。

斉藤（裕）委員

市長にお尋ねしますが、平成10年に示された長期計画というのは、貸付けが終了する30期まで財源不足を生じないという計画でした。要するに、減価償却などがありますけれども、返済原資というのはマイナスにならない計画でした。

今、部長が、アール・アイと協議しながら改めて収支をつくっていただけるということですが、私は、収支不足を生じると思っています。そうなったからといって、にわか倒産とか、そういうばかげたことは言いませんけれども、そのときは、事前調査をきちんとできなかったという責任が発生してくると思うのです。市長は、仮の話をして困ると言うかもしれませんが、これは、ほぼ間違いなくそういう形になると思いますので、もし平成10年に示されたものと大きく乖離した場合、どうされるお気持ちなのか、今、方針だけ示しておいてほしいと思います。

建築都市部長

先ほどからいろいろ不十分な答弁であるというふうにお思いでしょうけれども、いずれにしましても、私どもは、現在のアール・アイの経営状況は適正な形でお願いしておりますが、当然のことながら、収支不足等が生じるようなことになれば、それをどういうふうな形で考えて対処するかということも、当然、30期の収支計画で出す段階でそういうことも想定しながら考えていかなければならないだろうというふうに思います。

また、もう一つ言えることは、アール・アイの決算状況をご覧くださいますと、言ってみれば床を貸して、それを管理するという部分での経理でございますので、内容とすれば、そんなに難しい中身ではないのかなど。言ってみれば、収支がきちんと合うかどうかということ、どう見極めていくのかと、こういうようなことだというふうに思います。

したがって、いずれにしましても、今言ったようなことを含めて、大至急、アール・アイと話をした中で、30期の収支計画を出すに当たってお話をしたい、こういうふうに思います。

斉藤（裕）委員

市長の見解を求めています。

市長

事前にご質問の通告がありませんでしたので、平成10年度の長期計画というのは全然見ていませんので、今は何とも申し上げられませんけれども、長期にわたるそういった状況について、原課の方からよく聞きまして対応策を考えたいと思います。

斉藤（裕）委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終わり、公明党に入ります。

公明党。

高橋委員

中央通地区について

私は、中央通地区について、何点か確認をさせていただきたいと思います。

もう大分工事が進んで、形ができ上がっております。前にいただきましたイメージ図にかかれてある内容と、現況はどうなのかということについて、何点か質問したいと思います。

まず初めに、緑のネットワークというのがありました。屋上緑化だとか、窓下のプラントボックスだとか、ポケットパークだとか、街路樹も含めてですが、平面、立体的に緑化をするのだというイメージになっているわけですが、現況はどのように進んでいるか、教えていただきたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

中央通の緑化についてでございますが、現在、今年の工事は182メートルほど3月末に終わります。ただ、緑化につきましては、来年度5月、6月の気温が上昇する時期にやる方向で考えております。

植栽の樹種につきましては、前回の委員会で報告しておりますけれども、歩道にはメタセコイア、ニシキギ、分離帯につきましてはエサントツジとキンロウバイを植栽すると。

なおかつ、その地区には、中央通まちづくり協議会という組織がございます。それで、そのメンバーの方で、市の助成を受けて、一部は歩道の植樹帯のスペースに草花を植えてもらおうと。そういったことをやりながら、四季折々の色合いを演出していくというふうに考えております。

高橋委員

今、平面的ということで、通りに面してというお話だったと思うのですけれども、屋上の緑化というのは、絵がかいてあると非常にわかりやすいのですが、これはなかなか難しかったのではないかと私は見たときに思ったのですけれども、これはどういう状況になっていますか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

確かに、イメージ図にかいてある屋上の緑化につきましては、現状の建物からいったら難しいのかなと。現地の方で全部再建をされておられませんけれども、そういう状況です。ただ、窓下のプラントボックス等につきましては、それぞれ完成した暁には、近くの皆様方が実施をするのかなというふうに考えております。

高橋委員

次に、ストリート構成ということで、10メートルプラスマイナスを想定して、ずっと石づくりだとか、そういうイメージで大分形成されてきたというふうに思います。

今現在、建設中の工事、パチンコ屋をやっていると思うのですが、あそこのイメージについてはどういうふうに確認されているか、教えていただきたいと思えます。

(建都)都市環境デザイン課長

ただいまのご質問の部分でございますけれども、中央通の景観形成ガイドプランの中では、港・小樽のまちを代表するにふさわしい歴史と文化を踏まえながら、新しい魅力ある空間づくりを進めていくという内容になってございます。

今、お尋ねの部分でございますが、JR小樽駅のイメージをあそこへ持ってくる。それで、1階部分につきましては、天然の黒御影石を使用する。駐車場部分については、極力、外から見たときに開口部が少なくなるような形で目隠しをするというようなことで、壁面については小樽駅と同系色のシート状の石張り風のイメージで計画を進めているところでございます。

高橋委員

それで、連続性を考えたときに、元NHKのあった場所がありますね。今できたパチンコ屋と、今建設中のパチンコ屋との間の通りの角、元NHKのあった場所、あそこが空間になっているのですけれども、連続性としてはあそこは何か考えられているというか、計画はあるのでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

委員がご指摘している場所は、グリーンホテルのところだと思うのです。現在、あそこは駐車場的な扱いをされています。今後、そこがどういう再建になっていくのか、その辺は今のところはっきり決まっておりません。

高橋委員

できれば、せっかくでき上がってきたものですから、あそこはできるだけ進められるようなバックアップもほしいのかなと個人的には思っておりますけれども、いかがですか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

確かに、あそこで連続性が途切れますので、今後、グリーンホテルがどういうことを考えるか、その辺も情報として入れて、我々も、できればそういうふうに努力してまいりたいと考えております。

高橋委員

街なか活性化計画について

それでは次に、街なか活性化計画の中で、ソフト事業について何点かお聞きしたいと思います。

2番目に、商店街ファクスネット事業というのが載っております。これは、前にもお話が出ていたかと思えますけれども、簡単で結構ですので、経緯、経過を説明願います。

(経済)小鷹主幹

ファクスネットということでございまして、街なか活性化計画、いわゆる基本計画の中に含まれております。

この基本計画ができましたのが平成11年8月ということでありまして、この時点では、まだファクスネット、いわゆるいか電ネット協議会でファクスネットを実施していたということでもありますけれども、その後、平成12年3月にファクスネット協議会が解散をいたしまして、現在は協議会の存在はございません。今はファクスネット自体のシステムというのはいない状況でございます。

それで、街なか活性化計画の後にできましたTMO構想というのが平成13年9月に認定されましたので、その中のソフト事業にはのっていないわけです。平成9年に始められたいが電ネット協議会が、平成12年3月、いわゆる平成11年度末をもって現在は解散していて、その後は、個別に、そのときにできたラインをもってファクスでいまだに注文をされる方がいるものですから、そういう方には個別に各個店が対応しているという状況でございます。

高橋委員

私は、ハードばかりではなくて、ソフト事業も活性化の非常に大事な視点だというふうに考えております。

このファクスネット事業が、残念ながらもなくなってしまったということなのですが、IT化を迎えて非常に進んでいる中で、インターネット上で商売をしたりという状況になってきているかと思えます。

今後の考え方として、同じような構造になるかもしれませんが、十分に考える余地はあるのではないかというふうに思うのですが、この点はどういうふうに考えていますか。

(経済)小鷹主幹

このいか電ネットにつきましては、ファクスを通じて、商品の価格とか、そういったものを消費者の皆さんにお知らせして、ファクスを通じて注文を受けると、その当時としては、一つの実験的な、いわゆる先見性を含んだシステムだったわけですがけれども、採算性の関係でなかなかそれを続けていくのが難しいということがございましたけれども、そういった一定程度の実験を通じて、お互いの勉強なり、そういうものがなされたのではなからうかと思っております。

今後、解散した後に、実際にネット協議会をやっていた役員の方々なども、いわゆるインターネットを通じてホームページを立ち上げて、そこで受注をすとか、そういったものをやってみようではないかという動きも一部ございましたので、今後、そういった動きがまた出てくるかもしれません。そのためには、私どもいろいろな形で支援をしてまいりたいと思っております。

高橋委員

その次に、ハード部分になるのですが、事業に関する事項の中で、道路整備事業がずっとHまでのついでありますが、3つ以外はほとんど実施中か終わったものばかりです。

それで、静屋線、中央南線、梁川線のコミュニティ道路整備事業というのが3つあるのですが、これが後期ということで実施時期がのっております。この内容と、おおよその時期について説明をお願いします。

(土木)建設課長

コミュニティ道路の整備計画でございますけれども、街なか活性化計画の中で後期に位置づけられてございます

が、そのうち中央南線につきましては来年度、再来年度の2カ年で整備の予定でございます。

その内容につきましては、コミュニティ道路の定義というのは、歩行者の通行を優先する道路でございます、車両につきましては、速度を規制するために道路の中に、物理的な障害という点になるかと思うのですが、例えば蛇行であるとか、ハンプと言われているいわゆるこぶというものをつくったり、一部の車道をわざと狭めて通りづらくする、こういったものをより多く取り入れた道路ということでございます。

中央南線の場合には、ご存じのように交差点間が極めて短いということがございますので、今言ったような要素をすべて取り入れるのはちょっと無理だということで、中央南線につきましては、各交差点で、いわゆるこぶ状にハンプという形のものを取り入れることができないかどうかということで、今、地元の方ともいろいろ調整をしている状況でございます。

それから、静屋線と梁川線につきましては、計画の中で後期と書いてございますので、現時点では、まだ具体化のめどは立ってございません。今後、この2つの路線の歩行者の状況であるとか自動車交通量の動向であるとか、あるいは地元の商店街の意向、将来の発展方向も含めているいろいろな取組方法とか、そういったものを総合的に勘案しながら具体化の時期を検討するなり、場合によっては、実質的に具体化が困難になり得る場合もあるというふうを考えてございます。

高橋委員

終わります。

秋山委員

中央通について

同じく、中央通の確認を2点くらいお聞きしたいと思います。

1点は、小樽駅を背にした場合、旧手宮線、右側は小樽市で購入いたしまして、左側の部分は、前に説明があったかと思うのですが、周りがきれいになっていく中で、左側の部分はどのような形で、歩道側をつけるのかという部分をお伺いいたします。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

今現在、我々が区画整理事業をやっている中で、ちょうど駅からおりていきましたら、手宮線を渡ってすぐ左の方に122平方メートルのレトロ的な駅がございます。これにつきましては、暫定的に、今まで、現中央通に、同様にピンコロ石がございました。その石を再利用いたしまして、あとは芝生程度にして暫定的な、電柱等は設置しませんけれども、立ち止まれる、そういうスペースになるように平成14年度で考えています。

秋山委員

公園ではなくて、手宮線上ですか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

手宮線上ではなくて、そのわきに公共施設用地がございます。

秋山委員

手宮線は、そのままの状況で残っていくという形ですか。線路をいじるのではなくて、外見、見た感じ、周りがきれいになっていくときに、そのまま残っていくのかなという部分がちょっと心配なものですから、どのようになるのですか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

122平方メートルの公園整備に当たって、現在、鉄路が80センチにマウンドダウンしましたので、当然、25メートル区間につきましては、レールのすりつけはやりませぬ。それ以外の旧手宮線の敷地については現状どおりです。

秋山委員

という、歩道もきれいになりまして、道路も広くなりまして、周りの外見もきれいな建物が並んで、そこだけぽっかり、昔のまま、線路跡のまま残すということでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

現時点では、25メートルのレールのすりつけをして、手宮側につきましては現状の姿で残すということです。

秋山委員

わかりました。

もう1点なのですが、同じく駅を背中にした場合、左側に市民センターがございます。その、中央通線上に横断歩道というものは考えてはいないのでしょうか。現況の道路のままの状態で行くのでしょうか。どうですか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

今まで、拡幅する前は、市民センターの通りは東通線と言いまして、そこが中央通を横断するとき、横断歩道だけついていました。ところが、今回の拡幅に伴いまして、まず手押しの信号機がつきます。それから、東通線で、市民ホールの方ですが、山側は既設の歩道がございますけれども、海側には、我々の工程案では市民センター前まで2メートルほどの歩道をつけます。

秋山委員

そうすると、市民センターの横にある駐車場はそのまま残るのでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

市民センターの隣の4ブロックの今後の使用状況については、今まで各部といろいろ検討を重ねてまいりましたが、なかなかどういった利用形態がいいのかという提案がなされていない状況の中で、今後、さらに検討を続けていきたい。当面は、現在、公社が取得して、公社が市民センターに駐車場として貸しているという状況なものですから、当面はそういった形にならざるを得ないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、できるだけ早く、用途についてはさらに検討を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

秋山委員

市民センターに催し物があったときの人の流れというのは、手押しの信号機ができて渡れるという部分では安心かと思うのですが、やはり、駐車場の問題というのは、この地域は厳しいものがあると思うです。

今後、具体的な駐車場の問題というのは、その後、進展はどのようなのでしょうか。

(建都)都市計画課長

中央通付近での駐車場ということの考え方だと思うのですが、今、私の方では、駐車場整備地区を中央地区周辺に持っていこうとしていますけれども、その辺で、現在、需要と供給のバランスの調査を現在終わったところです。

それで、将来に向けて、あの辺の地区で果たしてどのくらい駐車場が足りないものなのか、また、公共で必要なもの、また民に建設していただける駐車場というものについて、今、駐車場整備計画を策定しようとしているところでございます。これについては、大体平成15年までに策定をしようとしておりますので、その中で果たして駐車場がどういう形なのか、そういったことで、その計画が出た段階で、その辺の状況が把握できるのではないかと思います。

秋山委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終わり、民主党・市民連合に入ります。

民主党。

武井委員

トイレ問題について

私は、トイレの問題で一つ質問いたします。

私は、平成2年2月から16年間、このトイレの問題をやってきましたが、なかなかいい返事をいただいております。都通の市民駐車場だとか市民トイレだとかでお茶を濁されています。

しかし、今の11年の街なか活性化計画の中には、商店街の夜のにぎわい事業なども入っています。あるいは、花畑づくりなどもあります。また、今後、持続するでありましよう雪あかりの路なども集客の内容として出ています。そこへもってきて、中央通の拡幅事業と。こういうふうに、市は集客力についてはものすごく力を入れてきておりますし、これは当然、私も感銘をしているところでございます。

しかし、肝心なことにトイレがありません。トイレ関係についてお尋ねすると、中小企業センターの中に改造したからいいとかなんとかとお茶を濁されて過ごしています。私は、臭い物にはふたをするということではないのですね。やっぱり、公衆トイレというのは、そのまの顔だと言われてます。

ですから、私は、これだけの力を入れているにぎわい活動、集客活動に対して、果たして市民トイレでお茶を濁すのか。しかし、夜のにぎわいで、市民センターに行って利用ができるのか。これは、なかなか勇気がいると思うのです。例えばオープンしていたとしても、今、庁舎の中に入るといことでさえ、名前を書いてとあれしてこれしてと言っているのに、なかなかこれは難しい問題だろうと思うし、見ず知らずの観光客が、市民トイレがあるから店屋に行って借りるだとか、あるいは中小企業センターに行って、夜、だれもいないところに入っていくというようなことは、できるわけがないでしょう。

ですから、私は、やはりトイレは何としても公衆トイレとして位置づけるべきだなと。運河から図書館までないので、こういうことでは、集客をしようとしている割に、市は何か忘れているような気がします。

トイレ問題について、TMOの計画の中では、確かに、平成20年以降にできる施設の中にあるかないかわからぬけれども、そういうものは計画されています。それも都通です。

ですから、私は、やはり、小樽市が集客をした以上は、お客さんたちが安心してトイレに行けると。特に女性などの場合は、なかなかトイレをお借りするということは大変だろうと思いますので、ぜひともトイレ問題について、一歩前進した回答をお願いしたいと思います。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

トイレの問題でございますけれども、現実には、例えば中央通ですが、委員がおっしゃるとおり市民センターがございまして、運河プラザもあります。それは、実際、24時間やっていないという状況の中で、使用勝手が非常に悪いということなのですが、ただ、市の分庁舎もございまして、そういう中で対応をさせていただきたいなというふうには考えてございますけれども、いずれにいたしましても、これは、全庁的な環境の中で検討をしなければいけない要素も含んでいると思いますので、今後、全庁的な中で話してみたいというふうにご考えてございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

武井委員

観光客を誘致しておいて、誘致しつ放しで、あとは、おまえら、適当にやれと。そういうような政策ではうまくないと思うのですけれども、一応、答弁された方向でさらに努力していただきたい、こういうふうに思います。

経済センターの建設について

それから、2つ目は、これも街なか活性化計画の中で、経済センターの建設事業の問題が、魅力ある都市機能の充実という基本方針の中に盛り込まれています。私は、商工会館解体工事の方針が今回の一般会計予算の中に提示されております。まず、この解体後の土地利用と、これに代わる経済センターは建設するのもしないのか。今後、どのような計画を持っているのか、お示しください。

(経済) 商工課長

商工会館の関係でのお尋ねだと思いますけれども、ご承知のとおり、次の議会にご審議をお願いしてございます。それで、3、40年を迎えてかなり老朽化が著しいことでは、いろいろな形で議論をしてきましたけれども、当面は解体をせざるを得ないと。地域の関係者の皆さん、特に、繊維関係の組合の関係の方も多く入っていらっしゃいますので、それらの方々、あるいは町内会の方々、利用する方々と協議をさせていただいておりますので、今後、跡地利用につきましても、新年度以降も皆さんと議論をしながら、どんな形で使っていくのかは時間をかけて十分議論をしていきたいというふうに考えています。

武井委員

これも、経済センターができるかどうかは別の問題としまして、やはり商工会館を解体した以上は、代わるものをきちんとつけていただきたい。特に、こういう大きな跡地ですから、そういう跡地も十分な利用をしてほしいと要望しておきますから、お願いをしたいと思います。

雪あかりの路事業について

次に、先ほど触れましたが、雪あかりの路事業の成果と結果をどう集約していますか。

(経済) 観光振興室観光事業課長

小樽雪あかりの路の成果ということで、雪あかりの路は2月8日から2月17日までの10日間で、一般に成果ということで一番数字にあらわれるのは、実行委員会で発表した、今年は少雪で暖冬で大変会場づくりに苦労したのですけれども、いろいろな協力のもとに、小樽市も協力して、ある程度雪を入れて、会場は一定レベルに保たれたと。期間中、初日は雨でしたけれども、天候に恵まれまして、約2割増の入込みがあったということで発表されました。

それから、今年は4回目に当たりますので、イベントをまた足元から見直そうということで、町会の皆さんにも参加してもらって、152町会に働きかけて、皆さんにろうそくをお買い上げいただいて、町会での取組もしていただいた、それから、一般の市民の方も、ぜひ雪あかりの路に参加していただきたいということで、町会の方に働きかけをいたしました。そのほかに、公共機関についても、31カ所ほどを回りまして、ろうそくで飾っていただきたいということで、参加を呼びかけました。

成果がどうかわかりませんが、去年、イメージコンテストということで、市民の方がろうそくで大きくつくったものを写真に撮ってもらいました。それが去年は32件あったのですけれども、今年は今日現在で91件の応募があります。数字的に見ると、その辺でも成果があったのではないかと考えております。

それから、反省点は、実行委員会の中で、3月6日に、これにかかわった実行委員会のメンバーに集まっていたら、今年の反省点を議論していただきます。この議論の中で、来年にどのような格好でつなげていくかということが出てくると思います。

今年は、市民の参加が倍になったように出ていますので、来年の課題も、いかに市民に雪あかりの路を、コミュニケーションで広げてもらうという趣旨の中から多くの方が参加して、小樽市全体のお祭りということでいかに盛り上げていくかということが一番の課題であろうと思います。

武井委員

非常に、関係者皆さんの努力を評価したいと思います。今のご答弁の中で、来年はちょっと趣向を凝らすというか、見直していきますというニュアンスのご答弁がございましたが、これは、3月6日の協議をする前に、既にそういうような問題をお考えになっているのですか。

どんなことを考えているのですか。

(経済) 観光振興室観光事業課長

答弁の中では、見直しということではなくて、今回、3月6日に、これにかかわった実行委員会のメンバーに集まってもらい、今回の反省点をいろいろと出してもらいます。その中で、来年度につなげていくということで、市

民周知ということで、今年は課題もありますので、そういった意味です。

武井委員

違うのだ。3月6日の前の答弁の中で、来年はちょっと趣向を凝らしたようなという趣旨の答弁があったのですが、どういうふうなところを変えようと思っているのか。

(経済)観光振興室観光事業課長

今年は、特に趣向を凝らしたというか、メッセージキャンドルということで、紙コップにろうそくを入れて、運河とか手宮線に来た市民の方にそれを持って歩いてもらう。それに願い事を書いてもらって、その願い事がかなうということで、一応用意して、そういうメッセージカードといったことにも力を入れたと。去年から今年にかけて違うことは、そういうことに力を入れたということです。

来年のことに当たっては、まだこれからの検討ということです。

武井委員

中央通について

次に、中央通関係のことでお伺いしたいのですが、今なお11件の補償関係が残っているということでございますが、交渉は、前回のご答弁の後、どういうふうに進んだか、お尋ねします。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

来年度の支障物件の補償の件数でございますけれども、来年度につきましては11件を予定してございます。その内訳ですが、建物所有者が4件、借家人が4件、工作物が3件ということで予定してございます。

武井委員

これは、今年度中には終了するということですね。

新年度予算が4億7,780万あるわけですが、この中で終了するというように理解してよろしいですか。

(建都)市街地活性化対策室近澤主幹

この11件につきましては、今現在、来年度に向けて、鋭意交渉を継続中でございます。区画整理事業の完成は15年度を目指していますので、14年度中に契約をいただきたいというふうに思っております。

武井委員

旧手宮線の花壇について

次は、花壇の問題でちょっとお伺いしたいのですが、旧手宮線跡地の花壇の予約は満杯になったのでしょうか。

(土木)公園課長

今のところは、各町会が2つと団体が1つ入っておりますので、今の段階では満杯でございます。

武井委員

それは、一つは、歯の抜けたことのないようにやっていただきたいと希望しておきます。

歩道の高質化及びバリアフリー化について

最後の問題なのですが、先ほど公明党の質問と一部重複しましたので、その部分だけは、通告はしてありますけれども、そこは触れません。

それ以外に、市街地整備改善のための事業として、本通線、浅草線、於古発川通線は歩道の高質化、バリアフリー化を行うと、こういうふうに表示されていますが、これらの高質化及びバリアフリー化というのはどのような内容で進んでいるのか、まだ進んでいないのかを含めて、ご答弁ください。

(土木)建設課長

まず、歩道の高質化、バリアフリー化ということの内容でございますけれども、歩道の高質化は、歩道舗装を例えば擬石平板ブロックであるインターロッキングブロックであるとか、こういったもので高質化するものでござい

ます。バリアフリー化は、段差を極力少なくすることがメインでございまして、関連して、可能な箇所には点字誘導ブロックを設けるというようなことで進めていこうと。

それで、本通線の事業でございますけれども、これは、街なか活性化計画では、於古発川通から中央通までの区間を整備するという形で提示をしておりますけれども、本通線につきましては、平成11年から12年度にかけて、於古発川通から浅草線までの区間の整備を終えてございます。それから先の中央通までの延長につきましては、現時点ではまだ未定でございます。それから、浅草線につきましては、道道臨港線から市道大通線ということで計画しておりますけれども、これは13年度で完成いたします。

なお、浅草線につきましては、その後、来年度以降、国道5号までの間を同じような形で高質化とバリアフリー化を進めたいという計画をしています。

それから、於古発川通線につきましては、本通線から旧手宮線までの計画でございましたけれども、12年度までに本通線から東通までの区間の整備を終えてございます。13年度は、その後の整備を行っておりませんで、来年度に、旧手宮線までではなくて、東通から大通線までの区間の整備を計画しております。

武井委員

部分部分は終わっていますが、さらにまた、間に合わなければならないような状況のようですが、これは、予算などを含めて、非常に苦しい中、大変だと思いますが、一部分のバリアフリーは進んでいて、一部分は進んでいないとその人たちは非常に困るわけです。直っていると思っただけで、そこだけ段差が解消していなかったということで、非常に困難を来しますので、できるだけまとめてやるというような方法で、その線ならその線を早く完了してしまっただけで、次をやるとか、そういうふうにして、その人たちが入っていても自由に迷うことのないように、大変でしょうが、一つやっていただきたいと思います。

次に、先ほどの静屋線、中央南線、梁川の踏切道路の問題は削除します。

住宅整備事業について

これで、最後にいたしますが、住宅整備事業で、これは、まちの活力を生み出す定住人口回復方針の中でうたわれているわけですが、公的住宅を中央地区に設置する計画はどうなっておりますか。計画倒れですか。

(建都)市街地活性化対策室乙崎主幹

中央通に公的住宅ということで、当初そういった計画を持っていましたけれども、4ブロックの中で適地を持っていたのですが、600平方メートルということで面積的に少ないということで断念した状況にありますけれども、中央地区近隣に、適地があれば、さらに公的住宅の建設に向けては検討してまいりたいというふうには考えております。

武井委員

私が、何でこんなことをお尋ねしたかということ、今のように、もし計画が変更したのであれば、街なか活性化計画のその部分を、予算前に、これは断念したという経過とか、こういうことをするべきだと私は思うのです。1年1年それぞれ任務の変わる人もいますし、いろいろあるわけですから、そういう計画はきちんと製本をして我々に示していただいているわけですから、それらの中で、これはもうだめだと、そういうふうに変ったものは仕方がないので、それはきちんと伝達をしていただきたいということだけを申し上げて、終わりたいと思います。

委員長

質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。